

川崎市人材育成基本方針検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 人材育成に関する基本認識や社会状況の変化、今後の方向性を包括的に検討し、川崎市人材育成基本方針（平成28年3月策定）の見直しを行うことを目的として、川崎市人材育成基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市人材育成基本方針の見直しに係る検討に関すること。
- (2) その他川崎市人材育成基本方針に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員長は、総務企画局長をもって充てる。

2 委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(関係職員の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、外部有識者に意見を聴くことができる。

(検討部会)

第6条 委員長は、委員会に検討部会を置く。

2 検討部会の部会長は、総務企画局人事部長をもって充てる。

3 検討部会の部会員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

4 第4条及び前条の規定は、検討部会について準用する。この場合において、第4条及び前条中「委員会」とあるのは「検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(ワーキングチーム)

第7条 委員長は、必要に応じて個別のワーキングチームを設置することができる。

2 ワーキングチームの座長は、総務企画局人事部人材育成課長をもって充てる。

3 ワーキングチームのメンバーは、関係する所管課長またはこれに準ずる者からの推薦者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画局人事部人材育成課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

委員長	総務企画局長
委員	人事委員会事務局長
	総務企画局デジタル化施策推進室長
	総務企画局人事部長
	総務企画局行政改革マネジメント推進室長

別表 2 (第 6 条関係)

部会長	総務企画局人事部長
部会員	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長
	総務企画局人事部人事課長
	総務企画局人事部人事課担当課長
	総務企画局人事部人材育成課長
	総務企画局人事部労務厚生課担当課長
	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
	健康福祉局総務部庶務課担当課長
	こども未来局総務部庶務課担当課長兼務
	人事委員会事務局任用課長
	環境局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局及び上下水道局からの推薦者